**平成２５年（フ）第８３５９号**
東京都福生市北田園１丁目５－８－103
債務者　小林　良子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８２５８号**
千葉県いすみ市上布施495
債務者　桃原　成安
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８３５３号**
東京都大田区東雪谷３丁目11－17－104
債務者　白尾　　裕
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１００号**
沖縄県沖縄市泡瀬５丁目22番18号　伊禮方
債務者　渡嘉敷直伸
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２５年（フ）第３０４６号**
大阪府大東市諸福７丁目４番８号　グレースヴィレッジＥ201号
債務者　竹内　　彩
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３５３４号**
大阪府東大阪市中石切町４丁目４番14－101号
債務者　伊豆丸愛子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第８２６２号**
東京都葛飾区高砂３丁目17－６－304　ウィンベルソロ高砂第１
債務者　鈴木　正悟
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８２８１号**
東京都北区志茂１丁目35－９
債務者　早川友紀枝
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８２９２号**
東京都足立区弘道１丁目31－１－101
債務者　堀口　亮一
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８２９３号**
東京都足立区弘道１丁目31－１－101
債務者　堀口佐代美
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８３１７号**
東京都昭島市福島町３丁目23－１－1001
債務者　住谷　　舞（旧姓加納）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８３２３号**
東京都足立区本木２丁目13－24　高橋方
債務者　加藤　伸希
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８３７２号**
東京都杉並区下高井戸１丁目31－２
債務者　黒瀬由香利
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８３７３号**
千葉県柏市亀甲台町２丁目１－６　第２米倉ハイツ202
債務者　小川　菜美
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８３８０号**
東京都品川区西大井２丁目23－２－303
債務者　山家　正男
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部